

『天聖広灯録』に関する一考察

尾崎正善

禅宗の「灯史」は、各派・各時代の主張が反映されている。そうした性格を正しく理解することは、それを読む上で必要不可欠なことである。ここでは、『天聖広灯録』を取り上げその編者・編集傾向などについて考察して行く。従来、『広灯録』は臨済系の宣揚を意図した「灯史」と見られてきたが、そうした一面的な見方のみで判断して良いのであろうか。

『広灯録』を考える上での問題点は四点ある。一、『景德伝灯録』の成立より僅か三十年後の成立。二、李遵勗という居士の編。三、「御製序」を賜った初めての禅籍。四、臨済系を特に強く意識する。二、の「御製序」の問題については、先に柳田聖山氏が論文の中で触れられておられるので特に論じない。他の三点は、当時の禅宗を理解するというより、編者李遵勗の認識していた禅の動向を明らかにする事になる。

まず、居士の李遵勗の禅の理解を考えてみよう。彼の伝に

(九八八—一〇三八)

印度學佛教學研究第三十七卷第一號 昭和六十三年十二月

ついては、「宗史」四六四・「東都事略」卷二五・「隆平集」卷九などに詳しい。

彼と交渉を持った居士・仏教者は多く、仏教に対する関心と理解の深さが窺われる。第一に上げるべき居士は楊億である。さらに、『羅湖野録』には朱正辞及び許式(嗣洞山曉聰)などとの交渉が記されている。

(九六五—一〇三三)

彼が交渉した禅者は多い。まず、谷隱蘊聰がいる。李遵勗は、彼の法を嗣ぎ、『広灯録』において、卷十七で多くの話を記し、さらに塔銘を載せる異例の形を取っている。次いで、石霜楚圓がいる。彼は、李遵勗が亡くなる直前に頌を送っており、『広灯録』の卷十八は、大半が彼の語で占められている。さらに、浮山法遠(九七九—一〇六七)がいる。彼の頌に李遵勗が和して

以上が主に臨済系の禅者である。彼らは当時の臨済系の主流と言うべき者であり、その影響力は大きかったであろう。そして交渉の中から『広灯録』が生まれて来たとと思われる。

『天聖広灯録』に関する一考察（尾崎）

他には、『宗門武庫』に、瑯耶慧覺に信心銘の注を頼んだ事、さらには、太陽警玄が亡くなった時、弟子の大陽平侍者（不詳）が彼に銘を頼んだ事も記されている。また、雪竇重頭（九八〇—一〇五二）が雪竇山に入山するために努力し、一三二〇年に紫方袍を賜ったのも李遵昂の上奏によるものである。『広灯録』中には重頭の伝は記されていないが、当時の雲門下に対する理解は、重頭から受けたものであらう。

また、四明知礼（一〇二八—一〇八六）との交渉も認められ、知礼が、一〇二〇年に法智大師の勅号を賜ったのも、李遵昂の上奏による。

以上のように、盛んな交流を持っていたが、それは主に臨済下に偏り、地域的にも限られた範囲であった事は否めない。

それでは次に編集の傾向を見てみよう。

第一に、南嶽下・青原下という『伝灯録』の分類を踏襲している点である。

第二に、五家を全て網羅している点である。その記録の分配は、巻一から七が釈尊から慧能、巻八から一八が臨済下、巻一九から二三が雲門下、巻二四から二五の中ほどまでが洞山下、巻二五の残りから二六の最初が瀧仰下、巻二六の残りが白兆志圓下、巻二七から三〇が法眼下である。偏重は見られるが、一応『伝灯録』を踏襲していると言える。

第三に、人数の割合は雲門下が多いという点である。先に記したように巻の割合は臨済下に偏っていると言えるが人数

は、必ずしも臨済下が多いわけではない。（以下、表参照）

さらに『伝灯録』との重複を見ると以下の通りとなる。臨済下・二五『伝灯録』に伝を記す（一三・『伝灯録』に見録のみ）雲門下・一（六）、洞山下・一（〇）、瀧仰下・〇（二）、法眼下・二（〇）。つまり、『伝灯録』と比較したとき、臨済下では増加した人数は四三名であるのに対し、雲門下では九二名の多きを数える。これは、当時の禅者の傾向は完全に雲門下に偏っていたと言える。

第四に、地域的な偏りが見られる点である。（以下、表参照）。法眼下の多い浙江を除くと、湖北・湖南の両地区に、集中していることが分かる。

『広灯録』と『建中靖国統灯録』の間に位置したとされる、『禪（祖）源通録』が現存したならば広く雲門・法眼の動向を知る事ができ、この様な地域的な偏りが実際に在ったのか明らかになったであらうが、これは、李遵昂の行動範囲・情報を知り得た範囲による偏りではないだろうか。

第五に、伝記が少ない点である。それは居士における禅理解の一端を示すものであり、王随（不詳）の『伝灯玉英集』とも類似する。それはまた、「灯史」の語録化・公案集化がより一層顕著になったことを示している。

第六に、洞山下に対する認識の低さである。石門慧徹（不詳）の記載は多いが、梁山縁観（不詳）の弟子としたり、夾山大哥（不詳）を混同する

『天聖広燈録』記載禅者地域一覧表

	河北	山東	山西	河南	陝西	江蘇	浙江	安徽	江西	湖北	湖南	四川	福建	広東	新羅	不明	計
臨済下	15	1	4	15	1	1	2	5	2	7	6	3		1	1	17	81
雲門下	1		1	4	1	1		8	10	23	20	8		20		2	99
洞山下				1	3			2		18	14	4		1			43
瀉仰下					1	1				8		3		1			14
法眼下						7	40	2	9	2	4		7				71
その他				1					1	2	9	1					14
計	16	1	5	21	6	10	42	17	22	60	53	19	7	23	1	19	322

など基本的な誤りがみられる。さらに、縁観の法嗣を青原下第八世（実は九世）、大陽警玄の法嗣を第九世（十世）としているのである。

第七に、『伝灯録』に対する評価である。彼は、当然その存在を知っておいたが、その編者である道原については、僅かな語を載せるのみでその偉業について一言も触れていない。これは『伝灯録』に対する無言の批判ともとれる。

第八に、『伝灯録』と重複する禅者の記載内容である。その一々について論じないが、人数は多いが語の重複は僅かしか認められない。特に臨済下の禅者は、独自の観点から記載されたものが多い。

おわりに

以上、『伝灯録』の問題点を上げてみた。そこから分かることは『伝灯録』を強く意識し、それに対する反発が本書の成立を促したと思われる。そのために形式上は、『伝灯録』を踏襲しながら内容的には独自の禅理解を示したのである。それゆえ、五家全てを載せる事に腐心しながら内容的・地域的偏重は否めないのである。

△キーワード▽ 天聖広燈録、李遵勗、燈史、宋代禅

（駒沢大学大学院）